

厚生労働大臣の定める掲示事項等

1. 当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている「保健医療機関」です。
2. 当院は、同基準のうち「療養病棟入院基本料2」を九州厚生局に届けております。
3. 入院基本料に関する事項
 - ・ 当病棟では、1日に6人以上の看護職員(看護師、准看護師)及び6人以上の看護補助者合計で、12人以上が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。
 - ・ 朝8時30分～夕方5時30分までの看護職員の一人当たり、及び看護補助者一人当たりの受け持ち数は、6人以内です。
 - ・ 夕方5時30分～朝8時30分までの看護職員の一人当たり、及び看護補助者一人当たりの受け持ち数は、36人以内です。
4. 入院時食事療養に関して
 - ・ 入院時食事療養(1)の届け出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しています。
 - ・ 当院に入院された65歳以上の方は医療費とは別に、下記の食費・居住費の標準負担額を負担していただきます。

区分		食費(1食)	居住費(1日)
市民税課税世帯		510円	370円
市民税 非課税世帯	低所得2	入院90日以内	240円
		入院91日以降	190円
	低所得1	医療区分1	140円
		医療区分2, 3	110円
境界層該当者		110円	0円

5. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化について
 - ・ 当院では、入院の際に医師や看護師をはじめとする関係職種が共同して診療計画を策定し、入院後7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束の最小化の基準を満たしております。

6. 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

- ・ 当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されていますので、その点ご理解いただき、ご家族の代理の方が会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口へその旨お申し出ください。

7. 医療情報取得加算について

- ・ 当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、当院を受診する患者さんの受診歴、薬剤情報、特定診療情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

8. 生活習慣病管理料について

- ・ 対象は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病のいずれかを主病とする方で、療養指導に同意（署名をいただきます）された患者様です。個々に応じた療養計画書に基づき専門的、総合的な治療管理を行います。

9. 長期処方、リフィル処方箋について

- ・ 当院では患者様の状態に応じ、「28日以上の長期処方を行うこと」、「リフィル処方箋を発行すること」のいずれの対応も可能です。なお長期処方やリフィル処方箋の発行が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

10. 保険外負担に関して

- ・ 以下を利用した場合は医療保険適応外費用(自己負担)となります。

① おむつ使用時のおむつ代

- | | | |
|-------------|-------|------|
| ・ おむつパッド | 1枚当たり | 110円 |
| ・ テープ式紙おむつ | 1枚当たり | 220円 |
| ・ 紙パンツ | 1枚当たり | 220円 |
| ・ 使い捨て防水シート | 1枚当たり | 220円 |
| ・ 病衣代 | 1日につき | 150円 |

② クリーニング代

	1kgにつき	400円（手数料1000円/月）
--	--------	------------------

③ テレビ使用料

	1日につき	200円
--	-------	------

④ 各種文書料

- | | | |
|------------|-------|-------|
| ・ 生命保険診断書料 | 1部につき | 8000円 |
| ・ 後遺症診断書料 | 1部につき | 8000円 |
| ・ その他診断書料 | 1部につき | 5000円 |